

足場からの墜落防止対策に関する これまでの取組と現状

資料 2

これまでの取組

- 建設業の労働災害の約4割を墜落・転落災害が占めていることから、これまでも墜落・転落防止対策を重点として取り組んでおり、労働災害は減少傾向。（P 2～3）
- 平成21年6月より改正労働安全衛生規則を施行し、足場からの墜落防止措置を強化（墜落・転落防止措置としての手すりと中さんの設置、飛来・落下防止措置としての幅木の設置、足場の点検の強化）し、合わせて手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図っている。（P 4～8）
- 規則改正の施行後3年を目途に、規則等に基づく措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしている。

専門家による検証・評価結果

- 平成21年6月に強化した足場からの墜落防止措置の効果について、専門家による検証・評価を実施（毎年度実施）（P 9～21）
（平成23年度発生分の評価結果）
 - ・ 災害のほとんどは、「規則で義務付けられている措置が実施されていない」現場で発生しており、平成21年度、平成22年度及び平成23年度とも同様の傾向。
 - ・ 平成21年6月に強化した足場からの墜落防止措置の効果は高く、規則の徹底、手すり先行工法の更なる普及を図るべき。
 - ・ 平成21年度及び平成22年度災害発生分の評価結果を受け、平成24年2月に策定した「足場からの墜落・災害防止総合対策推進要綱」の徹底を図り、墜落防止対策を推進することが重要。

今後の進め方について

- これら3年間の分析結果を踏まえて、学識経験者、建設業界等幅広い関係者から成る検討会を開催し、年内を目途に結論を得るべく、必要な措置について検討を行う。

足場からの墜落・転落による労働災害発生状況の推移

○ 墜落・転落災害は長期的には減少傾向。

平成 21 年 6 月の改正規則の施行後、更に減少。

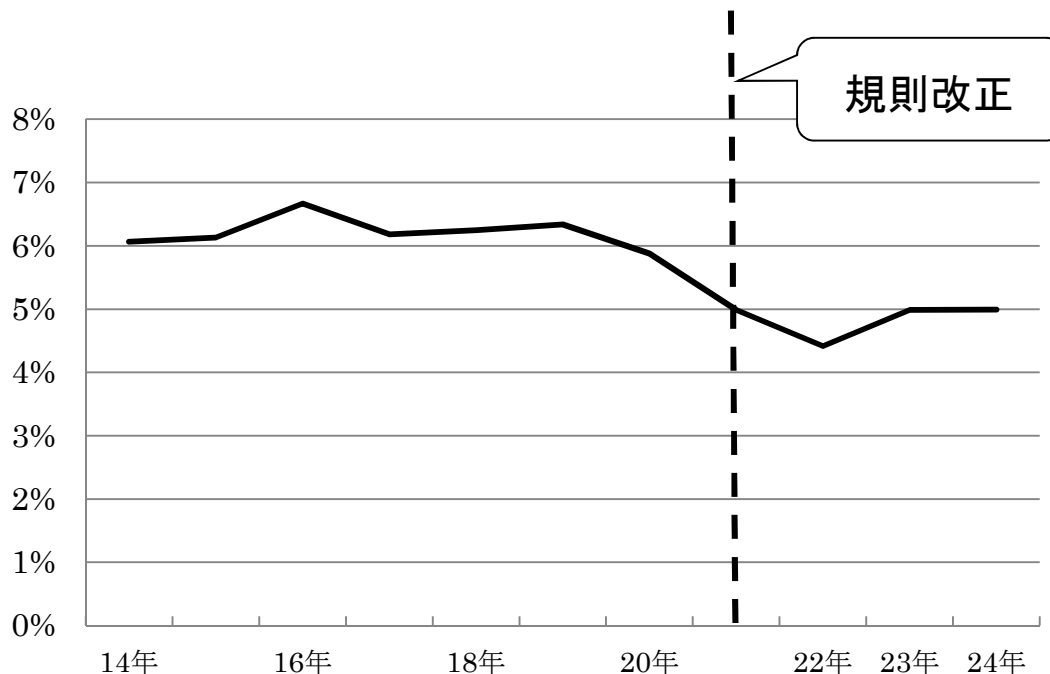
●労働災害発生状況の推移

規則改正

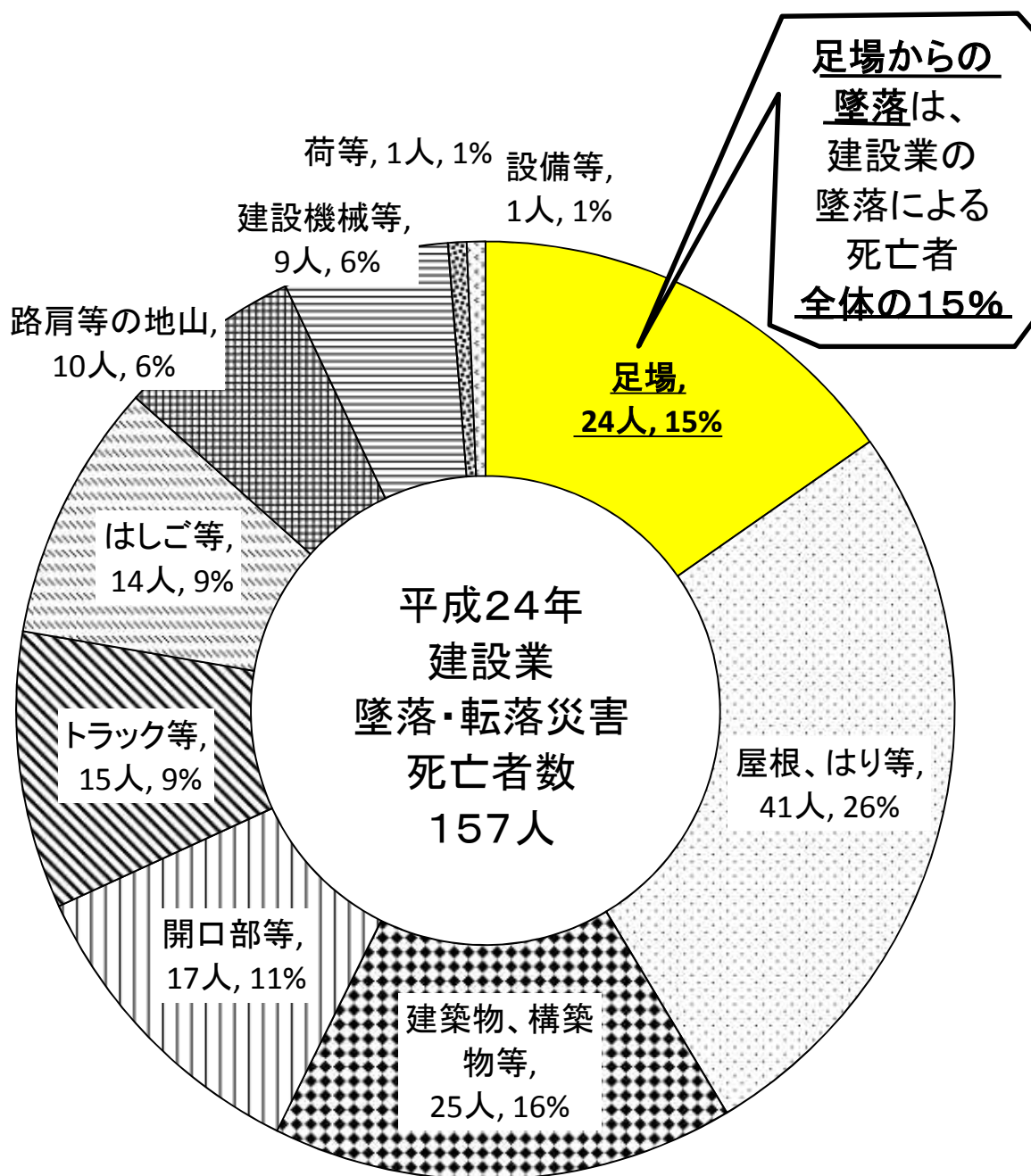
(単位: 人)

年度	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
建設業 全体	26,295 (607)	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,083 (367)
うち、 墜落、転落	8,745 (256)	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	5,408 (159)	5,802 (154)	5,892 (157)
うち、 足場から	1,595 (47)	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	713 (45)	847 (25)	853 (24)

※数値は、休業 4 日以上之死傷者数、() は死亡者数で内数



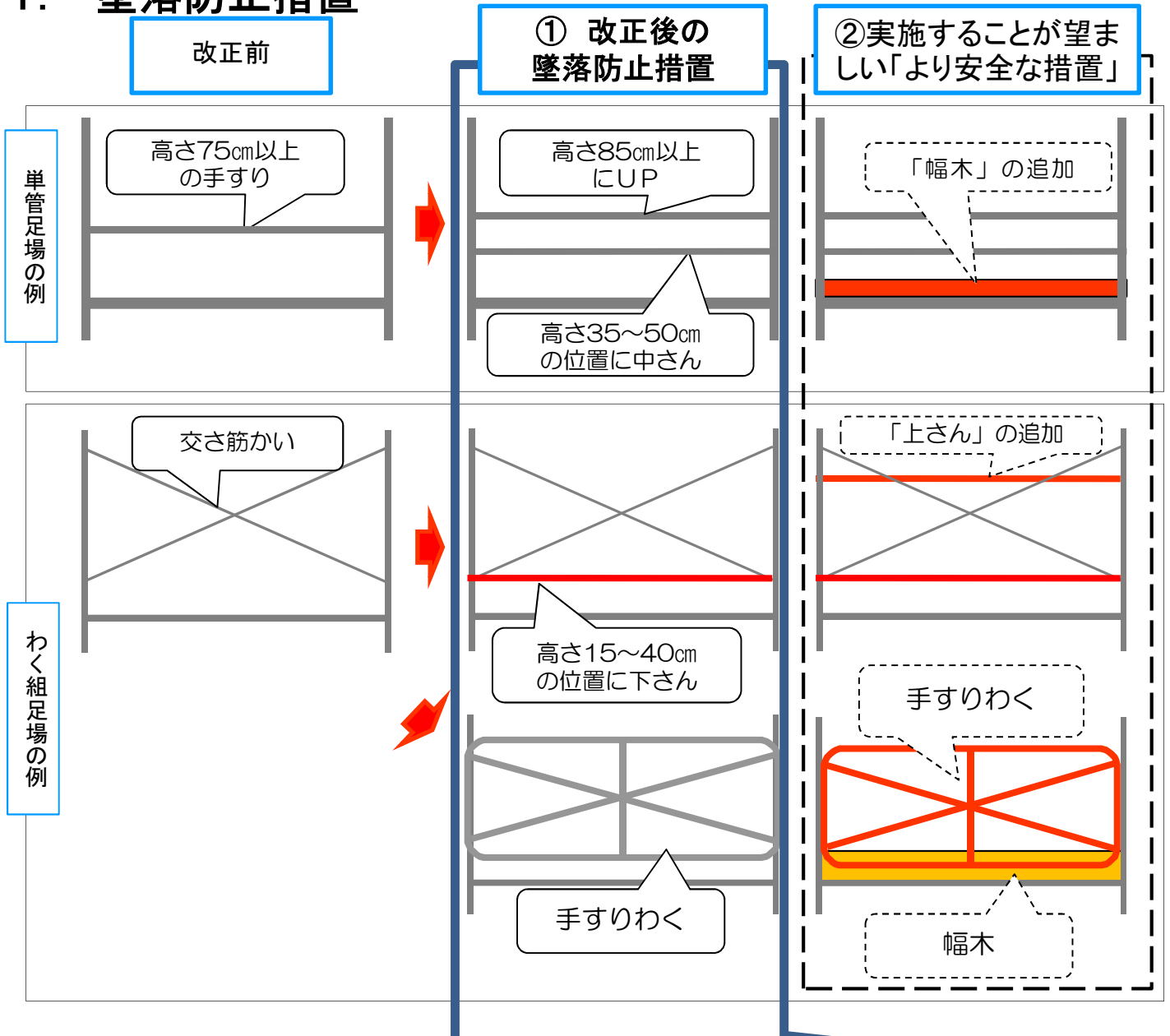
建設業における休業 4 日以上之死傷災害全体に占める
「足場からの墜落・転落」の割合の推移



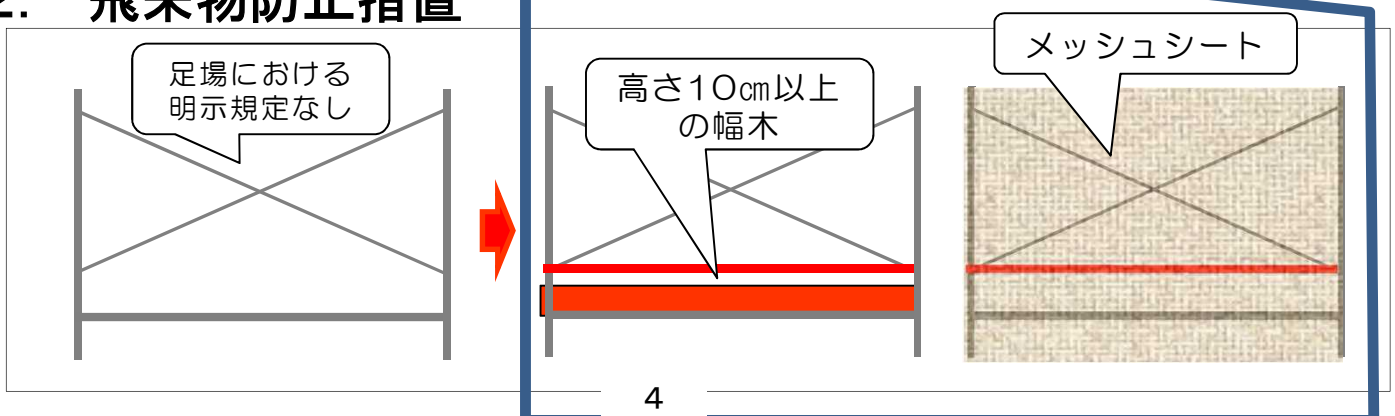
平成24年の建設業における墜落・転落災害
発生状況
(起因物別)

日本の足場の安全対策

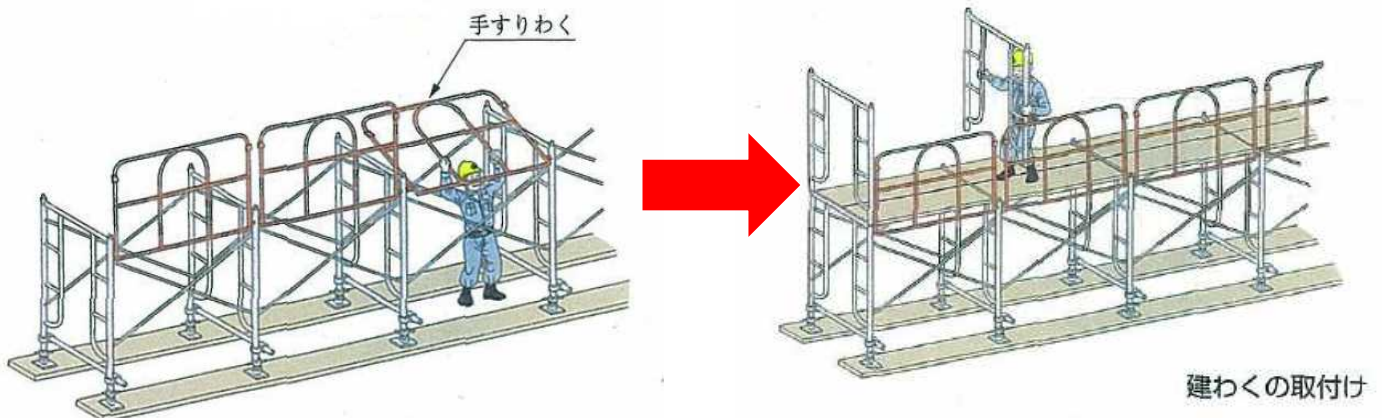
1. 墜落防止措置



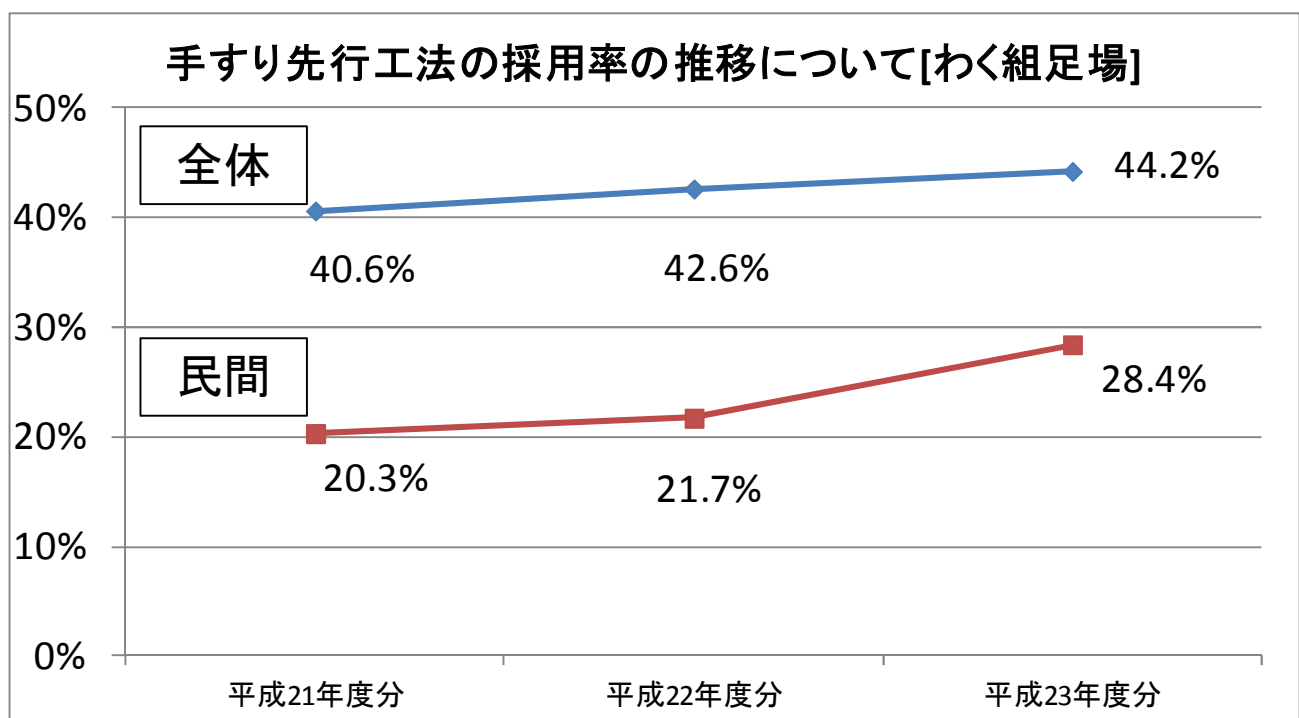
2. 飛来物防止措置



手すり先行工法とは



「手すり先行工法」とは、労働者が足場の作業床に乗る前に、上図のように、手すりを先行して設置する工法。



労働安全衛生規則（抄）

＜事業者の講ずべき措置＞

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一～二 （略）

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

四～五 （略）

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 （略）

3 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、令第六条第十五号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅二十センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

※(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

(足場の組立て等作業主任者の選任)

第五百六十五条 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検

し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- 3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
 - 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

＜注文者の講ずべき措置＞

（足場についての措置）

- 第六百五十五条** 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。
- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
 - 二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
 - イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態
 - ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ニ 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
 - ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
 - ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態
 - ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
 - チ 建地、布及び腕木の損傷の有無
 - リ 突りようかつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能
 - 三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。
- 2 注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
- 一 当該点検の結果
 - 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 検討経緯

第1回

1 日時 平成22年8月25日（水） 14:00～16:00

2 議題

- ① 事務局説明
- ② フリートーキング
- ③ 今後のスケジュール
- ④ その他

第2回

1 日時 平成22年9月29日（水） 14:00～16:00

2 議題

- ① 事務局説明（第1回議事要旨の確認等）
- ② 業界団体等ヒアリング
 - ・ 社団法人住宅生産団体連合会
 - ・ 社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会
- ③ 今後のスケジュール
- ④ その他

第3回

1 日時 平成22年10月13日（水） 13:00～15:30

2 議題

- ① 事務局説明（第2回議事要旨の確認等）
- ② 業界団体等ヒアリング
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合
 - ・ 社団法人建設産業専門団体連合会
 - ・ 専門工事関係労働者
- ③ 今後のスケジュール
- ④ その他

第4回

1 日時 平成23年1月11日（火） 13:00～15:00

2 議題

- ① 事務局説明（第3回議事要旨の確認等）
- ② 報告書案について（事務局説明、意見交換）
- ③ その他

平成23年1月

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書【平成21年度発生分】公表

第5回

1 日時 平成24年1月11日（火）13:00～15:00

2 議題

- ① 報告書案について（事務局説明、意見交換）
- ② その他

平成24年2月

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書【平成22年度発生分】公表

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を策定し、対策の徹底を要請

第6回

1 日時 平成25年3月26日（火）14:00～16:00

2 議題

- ① 報告書案について（事務局説明、意見交換）
- ② その他

平成25年6月

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書【平成23年度発生分】公表

足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について

～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント～

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の確実な点検、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

本リーフレットでは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関する作業段階ごとの留意事項をまとめましたので、**現場の実情に応じ、設計・計画段階から足場の解体に至るまでの総合的な安全対策を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。**

足場からの墜落・転落災害発生状況

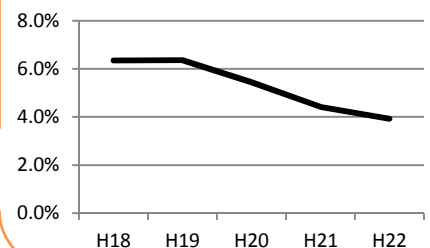
●労働災害発生状況の推移

（単位：人）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
休業4日以上 の死傷災害	141,364 (1,455)	143,529 (1,317)	132,609 (1,269)	108,081 (1,034)	110,441 (1,178)
うち、 墜落・転落	24,633 (357)	24,383 (348)	22,529 (315)	18,721 (279)	18,315 (285)
うち、 足場から	1,563 (32)	1,552 (32)	1,227 (34)	828 (29)	718 (39)

※ 資料出所：労働者死傷病報告

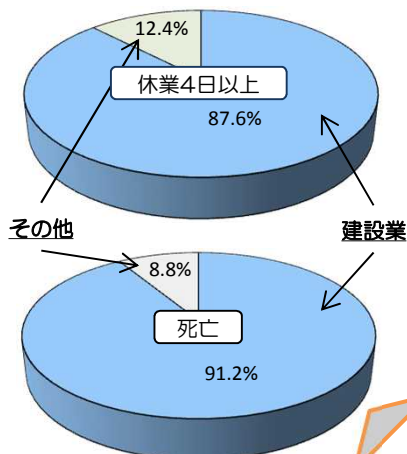
「足場からの墜落・転落災害」が
全体に占める割合も減少傾向



●「足場からの墜落・転落災害」の傾向（平成21年度及び平成22年度発生分）

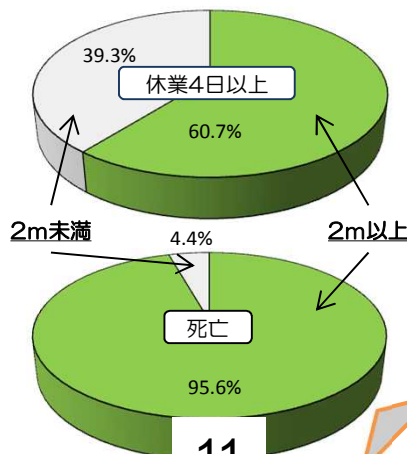
業種別

- 全体の約9割は「建設業」において発生
- ⇒ 中でも、ビル建築工事、木造建築工事で多発



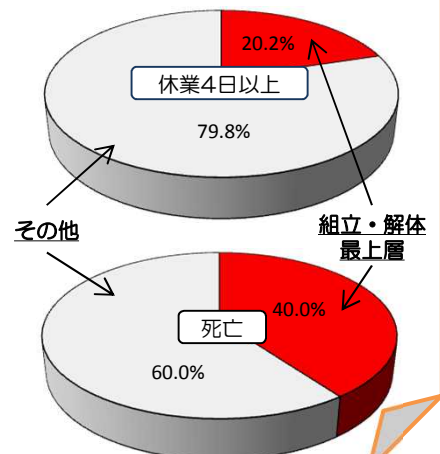
墜落時の高さ

- 全体の6割、死亡の9割以上は「2m以上」で発生
- ⇒ 「2m未満」の箇所であっても要注意



墜落時の作業

- 「組立解体時の最上層」が全体の2割、死亡の4割を占めている
- ⇒ 最上層からの墜落は死亡に至る可能性が高い



足場からの墜落防止措置を検討する際の基本的な考え方

足場からの墜落防止措置の検討に当たっては、「建築物等の設計段階」から、「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに、以下の①から④の点を踏まえた対策を計画的に実施することが必要です。

① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討すること

② リスクアセスメントの観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえて検討すること

③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること

④ 検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施すること

安全対策を検討する上での基本的な考え方

【検討に当たっての優先順位①】

- 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置



足場からの「墜落・転落」について考えた場合の例

- 「無足場工法」や「大組・大払工法」など高所作業が少なくて済む工法や作業方法の採用
- 高所での組立・解体作業を必要としないゴンドラや高所作業車の採用

【検討に当たっての優先順位②】

- インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策



- 手すり等の設置など安衛則に基づく墜落防止対策の実施
- 組立・解体時における最上層での作業に当たって手すり等をあらかじめ設置すること

【検討に当たっての優先順位③】

- マニュアルの整備等の管理的対策



- 墜落危険箇所への立入禁止措置や安全ネット等による墜落距離の低減
- 作業主任者による適切な指揮、作業マニュアルの作成、不安全行動の防止に関する安全衛生教育の実施

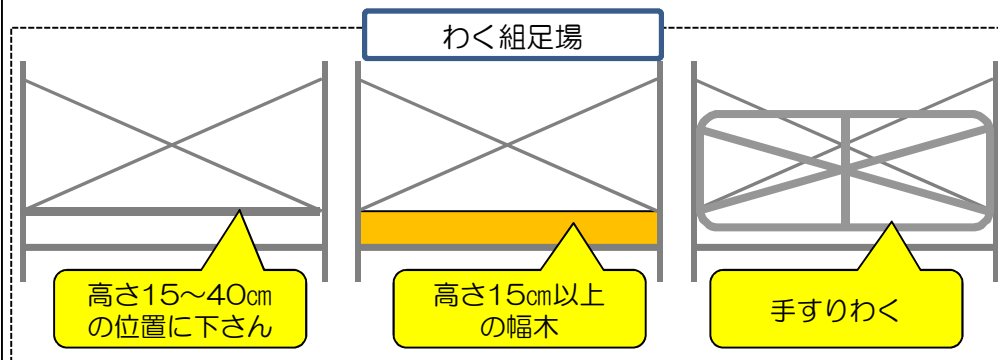
【検討に当たっての優先順位④】

- 個人用保護具の使用



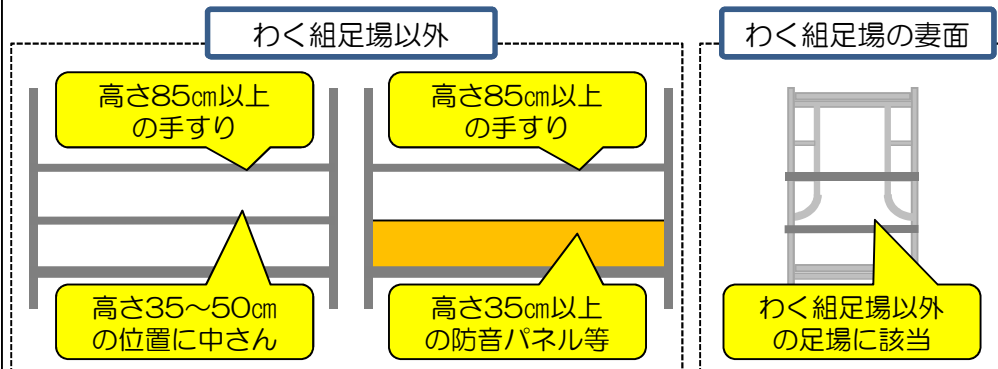
- 臨時に手すり等を取り外す際や組立・解体時等に手すり等を設けることが困難な場合における安全帯の使用
- 墜落のリスクに応じた安全帯の「2丁掛」の徹底

安衛則に基づく墜落防止措置



いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」
+ 「下さん」
※ 高さ15~40cmの位置
- ② 「手すりわく」

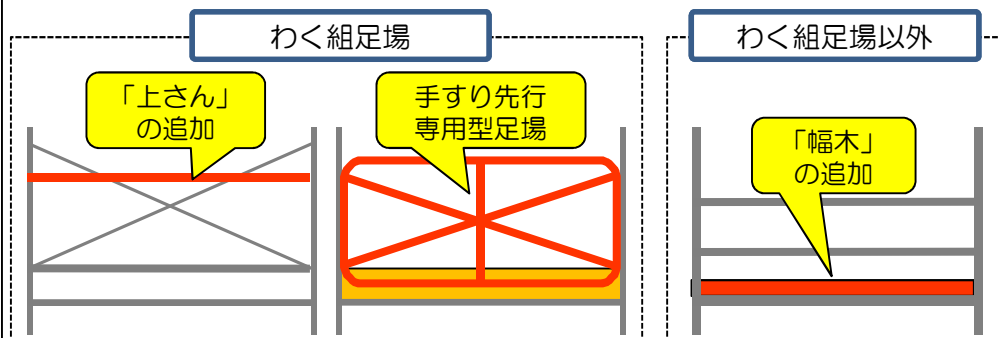


両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」
※ 高さ35~50cmの位置

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

●「より安全な措置」

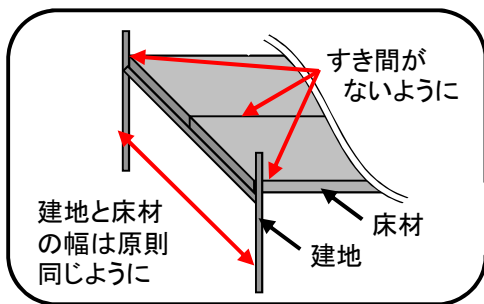


【わく組足場】

- ・ 「上さん」の追加
- ・ 「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

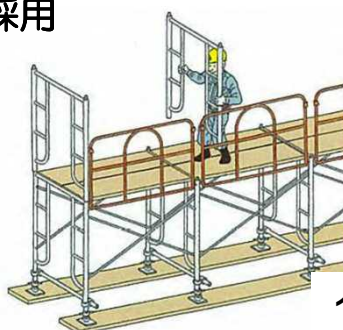
- ・ 「幅木」の追加



- ・ 「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・ 「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

●手すり先行工法の採用

- ・ 足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



●足場の点検の確実な実施

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用（注1）	
足場等点検チェックリスト	
工事名（ ）	工期（ ）～（ ）（注2）
事業者氏名（ ）	（注3）
点検日 年 月 日	（注4）
点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細）（注5）	
点検事項（注6）	点検の内容（注7）
1 床材の損傷、取付け及び搬送の状態	
2 建地、布、腕木	

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

1 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

建築物等の設計段階

発注者が留意すべきこと

足場上での高所作業が少なくて済むような工法を採用するようにしてください。

足場の設計・計画段階

元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

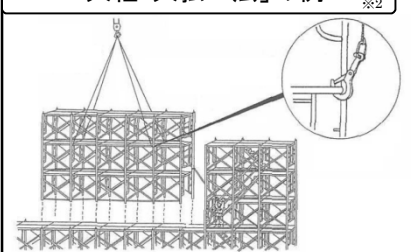
(1) 足場の組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止

- ・ 高所での組立・解体作業が少なくて済む工法を採用するようにしてください。
- ・ 「つり足場」など、組立・解体時のリスクが高い足場ではなく、ゴンドラや高所作業車を用いた工法についても検討してください。

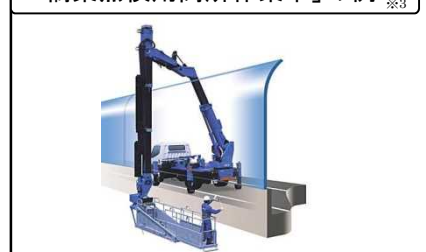
「移動昇降式足場」の例 ※1



「大組・大払工法」の例 ※2

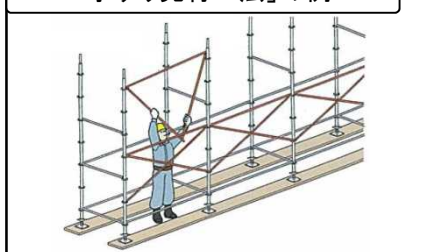


「橋梁点検用高所作業車」の例 ※3

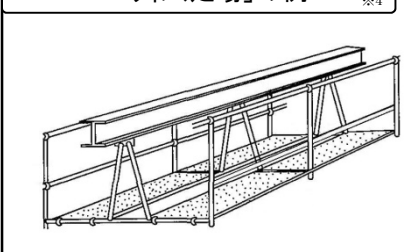


- ・ 足場の最上層で組立て等の作業を行う場合には、安易に安全带等に頼らず、「手すり先行工法」等設備的対策を優先的に採用してください。

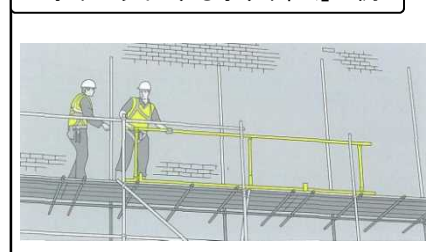
「手すり先行工法」の例



「つりわく足場」の例 ※4



「水平スライドする手すりわく」の例



(2) 通常作業時における墜落・転落災害の防止

【墜落する「すき間」が少ない足場にしましょう】

- ・ 足場上での各種作業を考慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、現場の実態に即した墜落防止措置を採用してください。
- ・ 安衛則に基づく措置に加え、「より安全な措置」を積極的に採用してください。
- ・ また、墜落防止措置の効果を高めるため、作業床と建地の「すき間」は極力小さくしてください。

「幅木」と「すき間板」の設置例 ※5



【不安全行動をしないで済む足場にしましょう】

- ・ 昇降設備は足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に必要な数を設置してください。
- ・ 「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせて設置する等により、不安全行動の誘発を防止してください。

ハッチ式床付き布わくと昇降はしご ※6



(1) 作業手順に基づく作業の徹底について

- 足場の設置計画に応じ、具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。

作業手順に含めるべき事項

- ・組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序
- ・設置する足場の種類に応じた組立方法 等

作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しましょう！

(2) 「作業主任者」等の職務について

- 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。
また、高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。
- 新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

安全帯を着用していたにも関わらず
使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

安全帯の破断により墜落を食い止め
られなかった

安全帯の機能の点検を！

特に徹底が必要



安全帯の点検 ※7

(3) 安全帯の使用について

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置してください。
- 足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備を設置してください。

安全帯を使用していたが
掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は
「安全帯の二丁掛け」を基本に！

墜落時の衝撃緩和のため、
「ハーネス型安全帯」の採用を！



ハーネス型安全帯 ※8

(4) 「手すり先行工法」について

- 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業を徹底して下さい。
- 「手すり先行工法」を採用した場合であっても、妻側や躯体側からの墜落を防止するため、安全帯を併用してください。

(5) 足場の点検について

- 足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、完成した足場上で安全に作業を行うために必要不可欠な事項です。
- 十分な知識・経験を有する点検実施者により、足場の種類に応じたチェックリストを作成し、必要な事項についてもれなく点検してください。

「点検実施者」として望ましい者

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」
修了者等十分な知識・経験を有する者

①「点検で異常を認めた際の補修等」

②「点検結果の記録・保存」

についても忘れずに！

足場上で作業を行う段階

元方事業者、足場の設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 作業計画の作成について

- 足場上での作業の実施に当たっては、「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底してください。

作業計画に含めるべき事項

- 足場上での作業箇所や作業範囲
- 作業に伴う手すり等の取外しの有無及びその際の方法
- 取り外した手すり等の復旧等に関する内容 等

「手すり等の取外し」や、「身を乗り出しての作業」を行わないで済むような作業方法を検討しましょう！

次のような場合は、責任者への報告を徹底してください

- ① 不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合
- ② 作業計画では想定していなかった手すり等の取外しを行う場合

労働者個人の判断で行わせないよう徹底を！

(2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

- 手すり等を臨時に取り外す場合は、安全帯の使用等を徹底してください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

特に徹底が必要

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！

墜落防止措置
取外し作業中

関係労働者以外

立入禁止

作業主姓 月 日 ~ 月 日 会社名

立入禁止表示の例

(3) 安全帯の使用について

- 労働者に安全帯を使用させる場合は、足場の組立て等の作業段階時に準じた対策（5ページの（3））を行ってください。

(4) 足場の点検について

- 日々の作業開始前には、手すり等の点検及び補修を実施してください。

その他の留意事項

元方事業者・足場設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 安全衛生教育等の実施について

- 雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において、本リーフレット等を活用し、安衛則に基づく措置の効果やその必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めましょう。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は、**安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生**

安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害のほとんどは、**「不安全行動」等が原因**

(2) 足場の作業床の整理整頓について

- 足場の作業床が常に有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めましょう。

足場上に放置された資材や工具での**「つまづき」**が墜落につながるおそれがある

(3) 労働者の健康管理等について

- 足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めましょう。

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の**「ふらつき」**が墜落につながるおそれがある

2 各主体における留意事項

建設工事発注者

- ・足場の上での高所作業が少なくて済む工法の採用と、足場からの墜落防止対策に必要な経費について配慮してください。

特定元方事業者・元方事業者

- ・「注文者」として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意し、関係請負人が墜落防止措置を採るために必要な経費についても配慮してください。

足場を設置する事業者

- ・足場の設置計画の作成、計画に基づく作業の実施に当たっては、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意してください。
- ・複数の事業者が同一の足場を使用する場合は、足場上での作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めてください。

足場を設置する事業者以外の事業者

- ・足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を採ってください。

足場に関連する作業を行う労働者

- ・事業者から安全带等の使用を命じられた場合には、労働者は従う義務があることに留意してください。

安全帯の使用を指示されたにも関わらず、作業の邪魔になるため使用せずに墜落

ルールを遵守した安全な作業に努めましょう！

労働災害防止団体、関係業界団体

- ・各作業段階における安全確保のための実施事項を各事業者が適切に実施できるよう、指導・援助を実施してください。

足場機材メーカー

- ・足場ユーザーの作業性の向上に配慮した適切な機材の開発、必要とされる足場機材の安定供給に努めてください。

行政

- ・関係団体と連携の上、あらゆる機会をとらえて、関係者に対して措置の周知及び徹底に努めます。

関係者が一丸となって、足場からの墜落・転落災害の大幅な減少に向けた「総合的な対策」を推進しましょう！

足場からの墜落防止措置の検証・評価結果（平成22年度発生分）

災害事案における安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象：378件

- ・組立解体時の最上層からの墜落：100件
- ・通常作業時等：278件

安衛則に基づく措置
「有」：31件（8.2%）

不安全行動等
「有」：26件

不安全行動等
「無」：5件

安衛則に基づく措置
「無」：347件（91.8%）

不安全行動等
「有」：121件

不安全行動等
「無」：226件

○ 足場からの墜落・転落災害の9割以上は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない現場で発生しています。

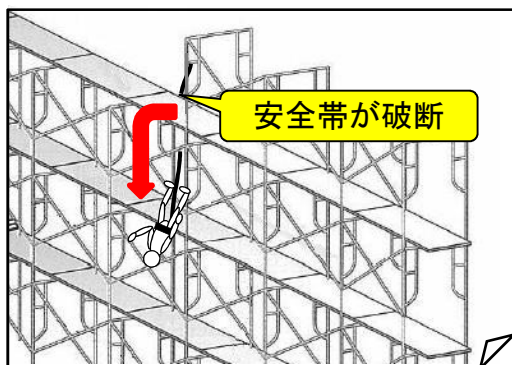
○ 足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図るため、安衛則に基づく墜落防止措置（※）の徹底を図りましょう。

※ 墜落防止措置の具体的な内容は、3ページを参照してください

- 「安衛則に基づく措置」を実施しており、かつ、「不安全行動等」も認められなかった災害事例には、次のようなものがあります。
- 以下の災害事例を参考として、安衛則に基づく墜落防止措置に加え、「安全帯の点検」等の管理的対策の徹底を図るとともに、「より安全な措置」の積極的な採用に努めてください。

【災害事例①】

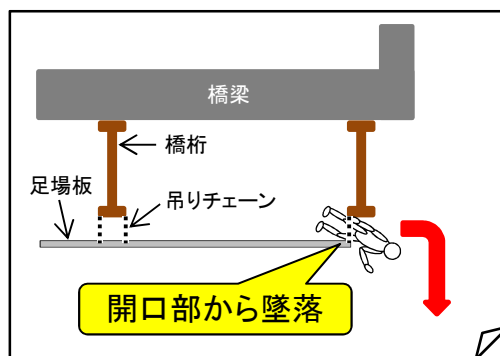
- ・ 足場の組立作業を実施していた際に足を滑らせて墜落したもの。
- ・ 安全帯は使用していたが、墜落した際にロープが破断したことにより、墜落を食い止めることができず、被災したもの。



「安全帯」の機能を点検し、不良品は取り除きましょう！

【災害事例②】

- ・ 橋梁の点検作業中、めまいが発生し、「つり足場」の開口部から墜落したもの。
- ・ 開口部は、足場を固定するチェーンの設置箇所であり、作業床からの高さは約37cmであった。



「幅木」の設置等の「より安全な措置」を積極的に採用しましょう！

○イラスト等出典

※1 [エスアールジータカミヤ株式会社 ホームページより] ※2 [足場の組立て等工事の作業指針 建災防] ※3 [株式会社アイテコーポレーション ホームページより] ※4 [建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 建災防]
※5 [株式会社トケン ホームページより] ※6 [アルインコ株式会社 ホームページより] ※7 [ポリマーギヤ株式会社 ホームページより] ※8 [藤井電工株式会社 ホームページより]

- ◆ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省法令等データベースサービス <http://www.houreimhlw.go.jp/hourei/>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」報告書【平成 23 年度発生分】のポイント

● 検討会について

今後の足場からの墜落災害防止対策の推進に資することを目的として以下の事項を実施

- ・ 平成 21 年度以降発生分の足場からの「墜落・転落」による災害の分析
- ・ 関係業界団体及び足場に関連した作業を行う労働者からのヒアリング
- ・ 上記を踏まえて、安衛則等に基づく措置の効果について検証・評価

(検討会メンバー及び開催経緯)

白井伸之介	大阪大学大学院人間科学研究科教授
大嶋 勝利	(独) 労働安全衛生総合研究所建設安全研究グループ上席研究員
小林 謙二	関東学院大学工学部建築学科教授
田村 幸雄	東京工芸大学工学部建築学科教授

- ・ 第 1 回 (H22. 8. 25) から第 6 回 (H25. 3. 26) まで開催

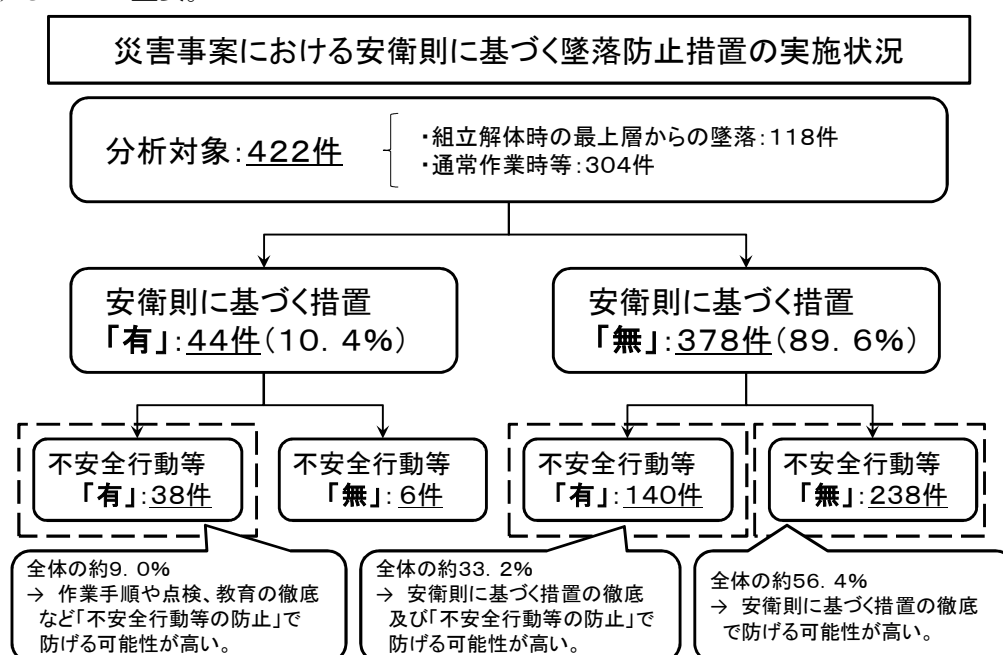
● 検証・評価結果

(総括評価)

平成 23 年度に発生した足場からの墜落・転落災害について分析を行った結果は下図のとおりであり、平成 22 年度と同様の傾向が見られたことから、引き続き、安衛則に基づく墜落防止措置の徹底を図る必要がある。

また、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」については、普及率に若干の増加が見られるが、普及率は低調であり、より一層の普及を図ることが労働災害防止に効果的。

また、平成 23 年 1 月及び平成 24 年 2 月に取りまとめた報告書において提言されたことを受け、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」という。）を策定し、その推進を図っていることから、同要綱の徹底を図り、足場からの墜落・転落災害防止対策を推進することが重要。



(各論)

1 組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害について

(1) 安全帯の使用等安衛則第 564 条第 1 項第 4 号に基づく措置について

- ・ 措置を実施していたにも関わらず、被災した事案は、118 件中 7 件 (5.9%) であり、このうち、不安全行動等がなかったにも関わらず被災した事案は 2 件 (約 1.7%) であったことから、同条に基づく措置の災害防止効果は高い。
- ・ 安衛則に基づく墜落防止措置の徹底に加え、適切な作業計画の作成や、これに基づく作業の徹底が重要。
- ・ 安全帯の使用方法を労働者に徹底することや、安衛則に基づき、安全帯の点検の徹底が必要。

(2) 足場の組立て等作業主任者の選任状況等について

- ・ 死亡災害 30 件のうち、組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害は 11 件あり、必要な資格を有する作業主任者しており、かつ、その作業主任者が職務を適切に実施していたと認められたものはなかった。引き続き、安衛則に基づく作業主任者の選任及び作業主任者の職務について徹底を図ることが適当。
- ・ 安衛則上の作業主任者の職務の徹底を図るとともに、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育の受講勧奨を図ることなどにより作業主任者の資質向上を図ることが必要。

2 通常作業時等における墜落・転落災害について

(1) 安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく墜落防止措置について

- ・ 措置を実施していたにも関わらず、被災した事案は、304 件中 37 件 (約 12.2%) であり、このうち、不安全行動等がなく被災した事案は 4 件 (約 1.3%) であり、同条に基づく措置の災害防止効果は高く、引き続き、安衛則に基づく措置の徹底を図ることが適当。
- ・ 安衛則に基づく墜落防止措置の徹底に加え、足場上での作業手順の徹底や、足場の日常的な点検による墜落防止設備の不備の排除、不安全行動を生じさせないような昇降設備の設置などが重要。
- ・ 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合の措置を安全衛生教育等の場を活用し、労働者に徹底が必要。

(2) 安全衛生部長通達に基づく「より安全な措置」について

- ・ 安衛則に基づく措置と同等以上の災害防止効果は認められる。
- ・ 安衛則に基づく措置を実施していたが、「より安全な措置」を実施していなかった 32 件のうち、「幅木」を設置していれば防ぐことができた可能性が高いと考えられるものが 1 件あり、引き続き、その普及に努めることが必要。
- ・ 足場上での作業の状況や現場の実情に応じた措置を適切に選択するよう徹底することが必要。

(3) 安全衛生部長通達に基づく「床材と建地のすき間」について

- ・ 建物のドアの前に設置するという制約から、建地の幅よりも狭い床材を使用し、災害につながったと考えられる事案が 1 件認められたことから、床材を建地とすき間をつくらないう設置する措置の普及に努めることが必要。
- ・ 「床材と建地のすき間」をなくすことは、「下さん」や「中さん」などの墜落防止設備と床材とのすき間を小さくし、災害防止効果を高めるものであることから、その普及に当た

って、その趣旨についても併せて徹底することが必要。

(4) 足場の点検について

- ・ 足場の設置段階から安衛則に基づく墜落防止措置が不十分であった事案がほとんどを占めていることから、安衛則に基づく足場の点検の実施について更なる徹底が必要。
- ・ 点検実施者となる者の能力の向上や、点検実施時に使用するチェックリストも含め、確実な点検の普及が必要。

3 手すり先行工法について

(1) 組立・解体時における最上層からの墜落・転落災害について

- ・ 手すり先行工法を採用した現場における墜落・転落災害は、足場の組立・解体時における最上層からの墜落・転落災害の 1.7% (118 件中 2 件) であったことから、手すり先行工法は組立・解体作業時における最上層からの墜落・転落災害防止に効果が高く、引き続きその普及を図ることが適当。
- ・ ガイドラインに基づく適切な手順に基づく作業を徹底が必要。
- ・ 足場を設置する現場や足場の設置状況によっては、安全帯を併用することが望ましい。

(2) 通常作業時等における墜落・転落災害について

- ・ 通常作業時等における墜落・転落災害の防止にも効果が高い。
- ・ ガイドラインに基づく適切な手順に基づく作業を徹底が必要。
- ・ 手すりわくを取り外さずに身を乗り出して作業を行うような場合についても、安全帯を併用することが望ましい。